

(4) 年度 (3) 年分 市民税・県民税申告書付表
(上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税方式選択用)

納税義務者 住所 和歌山市七番丁23番地

氏名 和歌山 太郎

電話 073-432-0001

○確定申告した上場株式等の所得

		住民税の源泉徴収税額 (配当割額・株式等譲渡所得割額)	
上場株式等の配当所得等	総合課税分	100,000 円	5,000 円
	分離課税分	0 円	0 円
上場株式等の譲渡所得等		700,000 円	35,000 円

※対象となる上場株式等に係る配当所得や譲渡所得については、所得税 15.315% (復興特別所得税含む) と住民税 5%の合計 20.315%の税率で源泉徴収されているものに限ります。

※上記の表の住民税の源泉徴収税額の記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告の内容で住民税を課税することがあります。

申告する番号の□にチェックをつけてください。

- 1.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では申告いたしません。
- 2.上記の確定申告した上場株式等の所得について、住民税では下記の所得を申告します。
↓ 2 を選択した場合のみ記入してください。

上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	100,000 円	5,000 円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

注意点

- ・この付表は原則として、当該年度の申告期限内に提出してください。ただし、期限後であっても当該年度の納税通知書が送達される日までに提出されたものは有効です。
(納税通知書がすでに送達されている場合は、この申告書は無効となります。)
- ・市民税・県民税において申告不要制度を選択した上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等については、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用は受けられません。
- ・所得税とは異なる課税方式を選択し、当該年度において、繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合は、納税通知書が送達される日までに、別途「上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書」の提出が必要です。別紙の有無について、チェックしてください。繰越控除明細書の添付 有 無